



著作権侵害(2) まとめ

野田 幸裕
Noda Yukihiko

弁護士、弁理士

N&S法律知財事務所設立所長。著作権法・商標法等の知的財産関連のビジネスコンサル・契約・訴訟等が専門。東京都知的財産総合センター法律相談員、一般社団法人日本商品化権協会正会員等。講演・著作等多数。

著作権法114条3項について

著作権法(以下、法)114条3項での損害額の立証方法ですが、権利者は、故意または過失ある侵害者に対し、その権利の「行使につき受けるべき金銭の額に相当する額を自己が受けた損害の額として」損害賠償請求できるとしています(法114条3項)。つまり、その権利者が第三者に対して著作物等の利用を許諾する場合の許諾料相当額をもって損害額とみなされるのです。

では3項の「行使につき受けるべき金銭の額」とはどのような額でしょうか。この点、かつて平成12年(2000年)の改正前の文言は「通常受けるべき金銭の額」とされていたので、過去に権利者が契約した許諾料の実例や、業界の平均的ライセンス料率などが参酌されるのが通例でしたが、これでは正規にライセンスして許諾料が払われる場合でも、不正使用され相手方から損害金として許諾料相当額が支払われる場合でも、金額的には同じになるので、侵害者のやり得を許す(どうせ侵害がバレても適正な許諾料を払うだけですむなら支払う金額は同じなのでバレない場合は許諾料を支払わないですむだけ得する)という不合理な結果になってしまいました。そこで現在の文言に改正されたわけです。

このような経緯を踏まえ、現在の裁判例では、「著作権法114条3項は、著作権者は故意又は過失によりその著作権を侵害した者に対し、そ

の著作権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額を自己が受けた損害の額として、その賠償を請求することができることを定めるところ、同項は、著作権者が受ける通常の使用料相当額を最低限の損害賠償額として保証する趣旨の規定である。そして、同項の著作権の行使につき『受けるべき金銭の額』との文言は、平成12年法律第56号による改正前の同法114条3項における『通常受けるべき金銭の額』との文言が改正されたものであり、同改正の趣旨は、同項の使用料相当額の認定に当たっては、一般的相場にとらわれることなく、当事者間の具体的事情を考慮して妥当な使用料額を認定することができるようにする、というものであると解される」と判示されるに至りました(知財高裁平成21年9月15日判決、裁判所ウェブサイト)。

先の裁判例にも指摘されているとおり、3項は最低賠償額を定める趣旨なので、権利者は立証次第で、3項に規定する金額を超える損害賠償請求をすることができます。裁判所は侵害者に故意または重大な過失がないとき(つまり軽過失の場合)、その事情を参酌して損害賠償額を定めることができますが(法114条4項)、3項を下回る額まで損害額を下げることはできません。要するに権利者側が仮に法114条1項・2項・3項のいずれの条項からも損害額が算出できるとすれば、その3パターンのうち、最高額になるパターンで請求することができますが、

3項の金額が最低限を画することになるわけでは
ない。

なお立証の点からいえば、1項・3項と2項
とでは、いずれを利用するかにより大きな違い
があります。というのは1項と3項は、それぞ
れ「…損害の額とすることができる」(1項)、「…
自己が受けた損害の額として、その賠償を請求
することができる」(3項)という書きぶりから
「みなし規定」とされています。これに対し2項
は「推定する」との書きぶりから「推定規定」です。

推定規定では被告側がその反証に成功すれば
権利者により算定された損害額の推定を打ち破
ることができますが、「みなし規定」では被告側
からの反証はできません。例えば、権利者が3
項により、その権利の「行使につき受けるべき金
銭の額に相当する額」の立証をしたときは、侵害
者側から、「権利者は他の利用者からは著作権
の許諾料は徴収せず無償で利用させているから
本件でも権利者には損失は発生していない」な
どと主張しその証拠を提出しても裁判所は損害
額をゼロにすることはできない点が違います。

● 3項による具体的な損害額の算出方法

次に3項による訴訟での具体的な損害額の算
出方法ですが、一般的には「①侵害品の税抜小
売販売単価×②数量×③料率」で算出されます。

しかし、これでは、①の単価は侵害者が無償
で贈与したり特に廉価で販売する場合には損害
額が不当に低くなりますし、②の数量は納品数
か販売数かにより異なります。

この点、SL汽車のDVDを廉価で無断複製し
て販売した裁判例では、①販売単価が廉価であ
るときは通常の相当価格を販売価格と想定のお
え、②納品数で乗じて損害額を算出しています。
すなわち、「控訴人が受けるべきDVD 1枚当
たりの著作権料相当額を算定するに当たって基礎
とすべきDVD 1枚当たりの販売価格としては、
本件DVDの映像が世界各地の貴重なSLを収録
したものであること、その収録時間(46分)、同

種のDVD商品の価格等を考慮すれば、4000円
が相当であると認められる。他方で、被控訴人
による本件DVDの販売価格である315円(税
込み)は、前記の本件DVDの内容や同種のDVD
商品の販売価格に照らして、相当程度低廉で
あって、かつ、被控訴人による販売価格は、控
訴人に無断で放送された本件作品1及び2を利
用して本件DVDが作成されたことから可能と
なったものであること(中略)からすれば、これ
を基準に控訴人の著作権料相当額を算出するの
は相当でない」「被控訴人における本件DVDの
販売枚数は6581枚であり、原判決は、かかる
枚数について控訴人の損害を算定しているが、
本件映像の複製権侵害は、納品された9984枚
において生じているものであって、控訴人が受
けるべき著作権料相当額は、9984枚について
算定すべきである」と判示しています(知財高裁
平成22年11月10日判決、裁判所ウェブサイト)。

● 寄与度による減殺

以上のとおり、法114条1～3項により、権
利者の損害額は算定されることとなりますが、
いずれの条項を使用する場合にも寄与度を考慮
すべき場合があります。

「寄与度」とは権利侵害行為と損害との因果関
係が認められる範囲の割合を意味します。具体
的には、①権利者側の寄与度の要素としては、
権利者が複数である場合など(例えば共同著作
物の共同著作者が質・量とも同等に著作する
ときは50%ずつ)、②侵害者側の寄与度の要素と
しては、侵害部分の割合(例えば全体が100ペ
ージの書籍について無断複製した部分が5ペ
ージ分なら5%)、侵害部分の質(例えば無断複製
した5ページ部分はその書籍の重要な箇所であ
る場合などなら10%)などにより修正する必要
がある場合の掛け率(上記の50%・10%・5%)
をいいます。すると例えば法114条1項での
損害額の算出式では、「著作権者等の単位当たり

の利益額×侵害者が侵害物を販売等した数量×寄与度」となるわけです。

損害の発生が認められる場合に、法114条により損害額の立証が軽減化されてもやはり立証の困難性から損害額が低廉に過ぎる場合もあれば、逆に推定値により損害額を計算するために損害額が高額に過ぎる場合もあります。そのため法は損害が発生しているが損害額の立証が極めて困難な場合は、裁判所が口頭弁論の全趣旨および証拠調べの結果により相当な損害額を認定することができる旨を定め裁量的修正を認めています(法114条の5)。

● 必要な書類の提出命令

次に法114条により権利者の立証が軽減されるといっても、侵害品の製造販売に関する帳簿や伝票等の証拠書類は侵害者側にあるケースが大半なので、立証を軽減するには侵害者側にある資料を訴訟に提出させる必要があります。そこで裁判所は当事者に対し侵害行為または損害額の計算のため必要書類の提出を命令することができます(法114条の3、1項本文)。その他、訴訟における鑑定人に対する説明義務(法114条の4)や、侵害を否認する被告側に侵害が疑われている著作物の内容を具体的に説明する明示義務を課す制度(法114条の2)が認められています。

他方、必要書類の中には当事者の営業上の秘密が含まれているケースが少なくありませんので同時に開示側への手続保障(法114条の3、1項但書、同2項・3項)や秘密保持制度(法114条の6～8)を設けてバランスが取られています。

著作者人格権の侵害による損害賠償

さて、以上述べてきました法114条の損害額の算定はいずれも著作権・著作隣接権・出版

権といった経済的権利の侵害が対象であるので、著作者の著作者人格権または実演家の実演家人格権の侵害については対象外です。しかし、著作者人格権の侵害も不法行為の対象となりその効果として精神的損害の賠償(慰謝料)が認められています(民法710条)。その算出方法は、侵害箇所の単価を数万円程度として侵害箇所の個数で乗じる算出方法や、金数十万円などと金額を特定したりするケースがありますが、一般的に著作権侵害の損害額よりは比較的、低廉な金額として算出されています。しかし、著作権と著作者人格権の侵害とは法律上、別個の請求になるので、損害額は著作権の侵害分と著作者人格権の侵害分はそれぞれ算出され被害者は合算された金額の賠償金を受けることができます。

● 不法行為責任

これまでは著作権等の侵害が認められる場合の損害賠償について解説してきましたが、そもそも著作物性が否定され著作権侵害とはならない場合にも一般不法行為(民法709条)を根拠として損害賠償請求が認められるケースがあるので注意が必要です。この点、裁判例でも著作物性が否定された書籍と同様の書籍が無断出版された事例において「他人の文献に依拠して別の文献を執筆・発行する行為が、営利の目的によるものであり、記述自体の類似性や構成・項目立てから受ける全体的印象に照らしても、他人の執筆の成果物を不正に利用して利益を得たと評価される場合には、当該行為は公正な競争として社会的に許容される限度を超えるものとして不法行為を構成するというべきである」と判示し不法行為の成立を認めています(知財高裁平成18年3月15日判決、裁判所ウェブサイト)。

● 名誉回復等の措置

人格権侵害に関して、著作者または実演家は差止請求(法112条)、慰謝料請求(民法710条)のほか、「故意又は過失によりその著作者人格

権又は実演家人格権を侵害した者に対し、損害の賠償に代えて、又は損害の賠償とともに、著作者又は実演家であることを確保し、又は訂正その他著作者若しくは実演家の名誉若しくは声望を回復するために適当な措置を請求することができる」としています(法115条)。

ここにいう「名誉若しくは声望を回復するために適当な措置」の典型例は謝罪文(おわび)や広告文(お知らせ)などの掲載要求ですが、謝罪文については、裁判例では、侵害の程度が大きくその態様も悪質であるなどの場合に限り認める傾向にあります。

まとめ(連載最終回に寄せて)

さて1年半もの長期間にわたり著作権法の概要につき連載させて頂きましたが今回が最終回となります。本稿を継続してお読み頂きました読者の皆様に衷心より厚く御礼申し上げます。

連載第1回目の冒頭でもお話ししたとおり、現代社会はIT技術とインターネットの高度発展によりデジタル化社会・ネットワーク化社会が到来し、産業革命以来の激しい転換期に突入しています。この時代にあつて我々は単に情報の受け手としてだけでなく、パソコンやスマートフォンなど多種多様な携帯端末機器により簡単・迅速・大量・安価に全世界に向けて各種情報を発信し情報の送り手ともなっています。そして情報の受け手と送り手は同質性ある双方向での情報交換が可能となり(インタラクティブ)、行き交う情報の量は膨大化し質は飛躍的に高品質化しています。そして交換されるデジタルデータは半永久的に存在し、いったん発信された情報の回収は事実上、不可能です。著作物の受発信という視点から言えば、自作のサイトや作成書面等に他者の著作物を利用する機会が増え、知らず知らずのうちに他者の著作権等や肖像・名誉など人格権に関する権利を侵害する可

能性が広がります。また自らが著作物の発信者となる場合、デジタルデータは簡単に複製・翻案され公衆送信等されることから他者により権利侵害される可能性も広がっています。

本稿はそのような現代社会にあつて他人の著作権等を侵害せず、かつ自らの著作権等の権利を守る視点を提供しようとしたものです。著作権に関する権利義務のルールの基準は条文であり、条文の隙間を埋めるのは過去の判例等ですので条文と裁判例はできるだけ丁寧に紹介し、また若干ながら実務の状況などもお伝えするよう心がけました。私の力量や紙幅の関係から読者の皆様にその意図をどれだけお伝えすることができたのか心許ない限りですが、本稿を契機に読者の皆様が著作権問題に興味を持ち著作権が問題となった社会的な出来事の法律的な理解の一助となり、あるいはより専門分野など次の一歩を踏み出すためのお手伝いことができましたなら望外の幸せです。長期間のご精読を衷心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

©Yukihiko Noda, 2016, 2017

